

中労委、昭52不再84、昭53.11.15

命 令 書

再審査申立人 東洋鋼板株式会社

再審査被申立人 総評全国一般労働組合神奈川地方本部

主 文

本件初審命令主文を取消し、本件救済申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 再審査申立人東洋鋼板株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、東京都千代田区）に本社を置き、横浜市保土ヶ谷区に総合研究所を、山口県に工場を、大阪府等に営業所を有し、鋼板等の製造及び販売を営んでおり、その従業員数は本件結審時約2,300名である。
- (2) 再審査被申立人総評全国一般労働組合神奈川地方本部（以下「組合」という。）は、肩書地（編注、横浜市）に事務所を置き、神奈川県下の中小企業の労働者を中心として組織し、本件結審時18支部53分会で組合員数は約2,300名である。
- (3) なお、会社にはその従業員をもって組織する東洋鋼板労働組合（以下「鋼板労組」という。）があり、鋼板労組は会社との間にユニオン・ショップ条項、唯一交渉団体条項を含む労働協約を締結している。

2 A1の入社から懲戒解雇に至るまでの経緯について

- (1) A1（以下「A1」という。）は、電気通信共済会訓練所で約1カ月間電話交

換手として訓練を受けた後、昭和39年9月21日会社の一般従業員として本社採用され、総合研究所事務室総務（以下「総務」という。）に所属して電話交換業務に従事していたところ、昭和42年11月会社から総務の文書受付の業務を、さらに昭和43年4月事務室講買の補助の業務を命じられた。

(2) A1は、昭和40年1月頃横浜勤労者音楽協議会の総合研究所における職場サークルに加入し、その運営委員となり、昭和43年3月31日同サークルに属し、かつ、綱鋸労組の執行委員であったA2と結婚した。

(3) A1は、上記(1)のとおり、昭和43年4月以降総合研究所事務室の講買補助業務に従事していたところ、昭和44年1月26日から産前休業に入り、同年3月13日に出産して、翌4月24日まで産後休業をとった。他方、会社は、同年4月から総合研究所の講買業務の一部をコンピューターで処理することになるため、A1の担当していた講買補助の業務がなくなるとして、A1を横浜市神奈川区大口仲町にある本社独身寮に配転することとし、4月7日産休中のA1にその旨を内示した。A1は内示を拒否したが、会社は同月21日A1に配転を命じ、産休明けの25日に本社に出頭して配転先の業務内容等の説明を受けるように命じた。

(4) 一方、A1は、4月25日もとの職場である総合研究所事務室に赴いたが、その使用していた机、椅子が撤去されているのを知り、従前通り就労させるよう求めたが、仕事は与えられなかった。また、26日、27日にも同様の事態が生じたが、同月28日から会社職制らはA1が総合研究所構内に入ることを門前で阻止するようになり、それはA1が就労要求をやめる7月末頃まで続いた。そして会社は、同年6月13日A1を配転命令に従わないこと及び管理者の業務執行を積極的に妨害したことを理由として懲戒解雇した。

3 A1解雇をめぐる裁判等について

(1) A1は、昭和44年6月30日横浜地方裁判所に地位保全仮処分申請を行い、昭和47年8月24日請求認容の判決を得たが、会社が控訴し、昭和49年10月28日東京高等裁判所は、原判決を取消し、仮処分申請を却下した。

その後A 1は、横浜地方裁判所に地位確認等請求の訴を提起し、現在に至っている。

- (2) A 2は前記2の(2)のとおり結婚したが、その翌日である昭和43年4月1日、京都大学に研究員として派遣され、執行委員を辞任したため、その後任には同人と同じ総合研究所の職場サークルの一員であるA 3が選任された。しかし、A 3は鋼鉄労組の役員改選期直前である同年8月1日、東京大学宇宙航空研究所に派遣された。A 1が解雇された後、A 3は、昭和45年に発足した「A 1夫婦を励まし働く者の権利を守る会」（以下「守る会」という。）の事務局長となった。その後A 3は、昭和46年1月に東京大学派遣を解かれたが、同年4月1日には会社の子会社である東洋機器株式会社（その後名称変更して鋼鉄工業株式会社となった。）に出向を命ぜられ、横浜市中区日の出町に新設された同社研究室に一人で勤務することになった。この出向についてA 3は、昭和47年4月東京地方裁判所に地位確認請求の訴を提起した。

4 会社に対する抗議行動と会社の団体交渉拒否について

- (1) A 1は、昭和46年春頃、会社に対し解雇撤回の運動を進めるために組合に加入した。
- (2) 昭和51年5月17日、神奈川県争議団共闘会議事務局長と名のるC 1は、会社に「A 1の件について話し合いをしたいから社長に面会を求めたい。」と電話をしたが、応対した会社総務部課長B 1は、「それは裁判で係争中でありますので、話し合いの用件があるならば代理人をとおして話合ってください。」と回答した。
- (3) 5月28日、10時30分頃から「A 1事件7周年記念総行動」として約70名が会社本社玄関前で集会を開き、その後上記C 1を含む約10名の代表が抗議したいとして会社に面会を求め、会社と折衝のうえ代表6名と会社側3名（B 2常務取締役、B 3総務副部長、B 1課長）は、12時頃から約40分間話し合いを行った。

その後もA 1を支援すると称する諸団体は、6月4日、7月7日に会社に赴き、会社はその代表者と話し合いを行ったが、自主交渉を主張する支援団体側と、裁判所において代理人間で話し合いをすればよいと主張する会社側との間に歩みよりはみられなかった。

- (4) 9月28日、組合、神奈川県評、千代田区労協等を構成員として守る会を発展させた

形の東洋鋼鉄争議支援共闘会議（以下「支援共闘会議」という。）が結成された。

翌29日支援共闘会議は、会社に対し、A1、A3問題は話合いで全面的に解決するために交渉すべきであるとする「抗議決議文」を提出し、その際A1が組合の組合員であることを会社に伝えた。これに対して会社は、話合いをするかどうかを検討して10日後に回答する旨約した。10月10日頃、組合執行委員長A4が会社に電話をして回答を求めたところ、B1課長は「A1は従業員ではない、従業員が加入していない組合とは交渉できない、従業員であればユ・シ協定で鋼鉄労組と交渉する。」旨回答した。

(5) その後11月19日、22日、12月7日、翌52年2月28日にも支援共闘会議や支援団体は、会社本社に赴き、交渉を申し入れたり、抗議集会を行った。他方会社は、昭和51年年末頃から支援共闘会議等が会社に赴いた日には玄関のシャッターを閉じるようになった。

(6) 組合は、会社に昭和52年3月11日付文書を送付して、A1解雇を議題とする団体交渉を申し入れた。しかし、同月17日、B1課長は、A4委員長に電話で「A1と会社は雇用関係はない、団体交渉は筋違いである。」と回答した。

組合は、同月18日神奈川県地方労働委員会（以下「地労委」という。）に団体交渉促進のあっせんを申請したが、会社は裁判係属中であるとの理由で拒否したため、あっせんは行われなかった。

そこで組合は、4月12日地労委に本件救済を申立てた。

(7) 4月12日千代田春闘共闘委員会の第二次千代田総行動が実施され、その中で婦人労働者を中心として会社への抗議要請団が結成され、約40～50名の抗議要請団が会社玄関前で集会を開こうとしたところ、会社玄関内に立入った要請団とこれを排除しようとした会社職制らとの間でもみ合いとなり、その際会社正門入口の扉のガラスが破損し、会社職制及び要請団員に負傷者が出た。

以上の事実が認められる。

第2 当委員会の判断

会社は、本件初審判断を争い、組合が昭和52年3月11日付で申入れたA1の解雇問題についての団体交渉を拒否したことには、正当な理由があると主張するので以下判断する。

- (1) 会社は、A1は既に解雇されているのであるから、労働組合法第7条第2号の「雇用する労働者」ではないと主張する。しかし被解雇者の解雇そのもの、あるいは退職条件等それに関連する事項が団体交渉の対象となっている場合には、当該被解雇者は同条文上の「雇用する労働者」に含まれると解すべきであって、このことは、労働委員会および裁判所において確立された見解となっている。この点に関する会社のいう「雇用する労働者」は、民法上の「雇傭」を前提とするものであって採用できない。
- (2) 会社は、組合は労働組合法第7条第2号の「雇用する労働者の代表者」の「代表者」には当たらないと主張する。その理由として、会社と鋼鉄労組との間にはユニオン・ショップ協定があったし、現に被解雇時までA1は鋼鉄労組の組合員であったのであるから、A1を当時代表したものは鋼鉄労組のみであって、組合をA1の代表者と認めることは、不可能であるという。しかし、そもそも、ユニオン・ショップ協定なるものは労働者が当該協定当事者たる労働組合の組合員たることを要求するものであって、その組合員が同時に他の労働組合の組合員であることを排除するものではないのである。もっとも、二つまたはそれ以上の組合から、特定の労働者についての同一問題について、同時に団体交渉が申込まれた場合には、使用者が、それらの組合間の調整が終るまでは団体交渉に応じないといっても、それには「正当な理由」があるというべきであろう。

しかし、本件においては、このような事情は存在しない。したがって、この点に関する会社の主張も採用できない。

- (3) 会社は、本件について裁判所で係争中であることをもって自主交渉を法的に強制されることはないと主張するが、裁判所で係争中の紛争についても労使間の団体交渉によって、紛争の解決をはかることは労使関係にとって望ましいことであり、団体交渉事項たりうるものであるから、労働組合の団体交渉の申入れを拒むことができないこ

とは自明の理であり、会社の主張は認められない。

- (4) 会社は、仮にいわゆる駆けこみによる組合の団体交渉が認められるとしても、組合に加入した時期に接着して団体交渉を申入れるべきであり、これを6年近く延引していたことは、特別の事由がない限り許されないものというべきであると主張する。

一般的には、解雇された労働者が、その解雇あるいはそれに関連する事項を争うについて助力を求むべき労働組合が存在せず、あるいは存在しても助力を与えなかった場合に、当該労働者が解雇された後他組合（いわゆる合同労組が常であろうが）に加入し、その助力を求めた場合には、その労働組合は、解雇あるいはそれに関連する事項について、その労働者の代表者であると認めることが、労働組合法第7条第2号の法意にそうものとする。もっとも、このことは、事の性質上当該労働者が解雇された後、社会通念上合理的な期間内に組合から使用者に対して団体交渉が申込まれた場合のことでありと解すべきである。

そこで本件についてみると、前記第1の4認定のとおりA1の組合加入が解雇後2年を経た昭和46年であること、組合はA1の組合加入後も団体交渉の申入れをすることなく約6年間の歳月を経過していること、そして、その間には、昭和51年5月17日に神奈川県争議団共闘会議が交渉を申入れ、以後数回にわたって話し合いが行われていたにもかかわらず、組合として団体交渉を申入れていないこと、昭和52年3月11日にいたって、卒然として組合として団体交渉を申入れ、これが拒否されるや地労委に同月18日にあっせんの申請をし、翌月12日に不当労働行為の申立てをしたものであることが認められる。

以上の経過を総合勘案すれば、組合がA1の解雇問題について団体交渉によって解決をはかろうと考えていたものとはどうも解されず、また、組合の団体交渉の申入れが、いわゆる駆けこみによるものとしても相当性を欠くものと言わざるをえない。したがって、会社が本件団体交渉申入れの時機が著しく遅れていることを理由に拒否することには、正当な理由があると解するのが相当である。

以上のとおり、組合が昭和52年3月11日に申入れた本件団体交渉について、会社が応

じなかつたことをもつて労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為とすることはできないのであつて、これに反する初審判断は失当であり、取消しを免れない。

よつて、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき主文のとおり命令する。

昭和53年11月15日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎